

令和7年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

芳賀台地地区用水計画検討業務

特 別 仕 様 書
(当初)

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和7年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 芳賀台地地区用水計画検討業務（以下「本業務」という。）は、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、令和8年3月に水利権許可期限を迎える芳賀台地地区の受益面積、用水諸元等の整理を行い、用水計画の検討及び水収支計算を実施するものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、栃木県那須烏山市他4町地内で別添施行位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

各地区の概要は次のとおりである。

【地区概要】

事業工期	昭和62年度～平成17年度
受益面積	2,637ha（水田1,525ha、畑1,112ha）
取水施設	森田頭首工 森田揚水機場（φ700×2台、φ1,200×2台）
関係河川	一級河川那珂川水系荒川

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業—農業土木 農業—農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－7 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業—農業土木 農業—農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成段階
- 2) 用水計画の検討に係る作業着手段階
- 3) 報告書作成段階
- 4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－8 条

担当技術者は共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

作業の基本事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料)

第 2－2 条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

資料名	数量	備考
芳賀台地地区水利使用協議図書（現行水利使用）	1式	
受益面積転用に係る資料（平成27年度～令和6年度）	1部	
現行水利使用の用水計算プログラム	1部	Excelファイル
平成26年度 国営造成施設水利管理事業 芳賀台地地区用水計画検討業務 報告書	1部	
平成27年度 国営造成施設水利管理事業 芳賀台地地区用水計画検討補足業務 報告書	1部	
芳賀台地地区事業誌	1部	

（貸与資料の取扱い）

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （3）その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目（設計業務）	数量	備考
1. 準備作業	1式	
1-1. 資料収集	1式	
1-2. 現地調査	1式	
2. 用水計画の検討	1式	
2-1. 用水諸元の整理	1式	
2-2. 受益面積の整理	1式	
2-3. 関連事業進捗の確認	1式	
2-4. 地区内利用可能量の確認	1式	
2-5. 河川流況の確認	1式	
2-6. 計画用水量の算定	1式	
2-7. 計画取水パターンの検討	1式	
3. 点検照査とりまとめ	1式	

（作業の留意点）

第3-2条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- （1）第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。
- (3) 計算等のパソコン出力結果を手計算によりチェックし、また、使用した公式・値等について詳細に説明するものとする。
- (4) 現地調査に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施出来るように配慮しなければならない。

(技術提案の履行)

第3-3条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

(1) 打合せ時期

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ(用水諸元取りまとめ段階)
第3回	中間打合せ(水収支計算の実行前段階)
最終回	報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

(2) 打合せ場所 WEB会議(オンライン)による。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部
このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。
- 2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
- 3) その他監督職員が指示するもの1式

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1. 準備作業		
1-1. 資料収集	本業務の実施に当たり必要な既存資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1 式
1-2. 現地調査	本業務の実施に当たり必要な現地調査を行う。	1 式
2. 用水計画の検討		
2-1. 用水諸元の整理	芳賀台地地区について、現行の河川協議図書を基に、用水量の計算に必要な基礎諸元（かんがい期間、作付品種・期間、減水深、降雨データ等）について改良区、関係県、J A等から収集した資料を基に整理する。	1 式
2-2. 受益面積の整理	平成 27～令和 6 年度の転用・編入調書を整理し、また、賦課台帳との突合作業により、転用面積および受益面積を用水ブロックごとに整理する。	
2-3. 関連事業進捗の確認	関係県から提供された資料を基に、関連事業の進捗状況を図面等を用いて、とりまとめる。	1 式
2-4. 地区内利用可能量の確認	地区内利用可能量の実態を把握するため、塩田・菅又調整池の活用状況及び堆砂撤去計画について施設管理者（県、改良区）から聞き取り調査を行い、調査結果をとりまとめる。また、調査結果を基に取水実態に即した運用方法を整理する。	1 式
2-5. 河川流況の確認	計画基準年の妥当性を検証するため、過年度の検討期間に近年（平成 27～令和 6 年）を追加して、以下について確率計算を行う。 ・ 茂木観測所及び那須烏山の有効雨量 ・ 那珂川野口地点流量及び荒川森田地点流量	1 式
2-6. 計画用水量の算定	上記2-1. の用水諸元及び2-2. の受益面積を基に、関連事業の進捗、地区内利用可能量、河川流況の確認結果を踏まえた必要水量を算定し、取水実態に即した水収支計算を実行する。 なお、水収支計算のプログラムについては、既存のプログラムを使用する。 また、プログラムの改造が必要な場合は監督職員と協議することとする。	1 式
2-7. 計画取水パターンの検討	計画用水量の算定結果から最大値を用いて、計画取水パターンの作成を行う。	1 式
3. 点検照査とりまとめ	上記の各項目の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。また、照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式